

令和5年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月7日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和5年3月7日（午前9時10分）
出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
 4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
 7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
 10番 牧 幸作 11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	森井 裕
総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者 兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第34号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第34号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第34号）
- 日程第7 議員提出議案の上程（発議第1号）
- 日程第8 提出理由の説明（発議第1号）
- 日程第9 質疑（発議第1号）
- 日程第10 各常任委員会付託（議案第1号～議案第34号、発議第1号）

上程議案

- | | | |
|--------|-------|--|
| 議案第1号 | 令和5年度 | 度会町一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和5年度 | 度会町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和5年度 | 度会町介護保険特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和5年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和5年度 | 度会町水道事業会計予算 |
| 議案第6号 | 令和4年度 | 度会町一般会計補正予算（第7号） |
| 議案第7号 | 令和4年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第8号 | 令和4年度 | 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第9号 | 令和4年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第10号 | 令和4年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第11号 | | 度会町個人情報保護法施行条例について |
| 議案第12号 | | 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例について |
| 議案第13号 | | 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案第14号 | | 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について |
| 議案第15号 | | 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例について |
| 議案第16号 | | 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について |
| 議案第17号 | | 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について |
| 議案第18号 | | 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第19号 | | 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第20号 | | 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第21号 | | 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第22号 | | 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第23号 | | 町道路線の認定及び変更について |
| 議案第24号 | | 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について |
| 議案第25号 | | 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について |
| 議案第26号 | | 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について |
| 議案第27号 | | 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について |

- 議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
発議第1号 度会町議会の個人情報保護に関する条例について

◎開会の宣告

(9時10分)

- 議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和5年第1回度会町議会定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名をいたします。

5番 貞森 義和 議員

6番 若宮 淳也 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和4年11月分ないし令和5年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局にお

いて御高覧いただきたいと思えます。

次に、今期定例会の議事説明員として、出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のための写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしました。

◎議案の上程（議案第1号～議案第34号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案第34号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第1号～議案第34号）

日程第5 それでは、提案者中村町長より提案理由の説明を求めます。
中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいと思えます。

初めに、先月発生をいたしましたトルコ・シリア地震において、甚大な被害により、多数の方が貴い命を亡くされましたことに、心より哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻も長期化する戦火の中、底知れぬ不安が続いていることに憂慮し、一刻も早い平和の回復と復興の実現を切に願っております。

国内に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いが、この数か月で大きく変わります。感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類に分類変更されることを機に、マスクの着用やワクチン接種、外出規制など、生活への影響が大いにあるかと思えます。

このような国や県の動向、そして、町内の感染状況に、引き続き注視してまいります。このほか、原油対策、物価の高騰は、昨年より一層深刻さを増し、このたびの予算編成にも大きく影響をしているところでございます。限られた財源を有効かつ丁寧に執行してまいりよう、緊張感を持って調整に臨んでまいります。

さて、御承知のように、6月に町長選挙を控え、私の中では大変大きなくくりとなる1年でございます。

振り返りますと、今日までコロナ対策と並行しつつ、各施策のかじ取りに邁進した4年間でもございました。交通弱者対策、学習環境の向上や子育て支援また道路や

河川などの強靱化対策、脱炭素に向けた取組など、どれも安全に安心して暮らせるそんな町民の皆様の立場になって進めてまいりました施策でございます。

これらの施策、特に、第7次総合計画で掲げ、その実現をお約束いたしましたものは足踏みをしている時間はありません。

当年度は、骨格での予算編成ではありますが、まちの持続性の鍵を握る施策につきましては、計画を途切れさせることなく進めていくべく、必要となる予算を計上いたしておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

そこで、まちの持続性の鍵を握る施策において、私が重要だと考えます三つの視点に沿って、令和5年度事業施策を御説明いたします。

一つ目は、生活や産業の基盤整備により、誰もが安心して暮らせるまちであること。これは、まちづくりの強固な柱となる部分でございます。通学路の安全対策や住宅地域の排水機能強化をはじめ、緊急輸送道路に指定されます田口大橋の耐震補強事業、そして一之瀬川上流の川上地区から日向まで、12地区の各世帯に給水します川上浄水場配水池の更新事業など、強靱な基盤整備に向け計画的に事業を進めてまいります。

また、農業面では、農業振興の核となります農業振興地域整備計画の改定に着手するほか、防災重点農業用ため池の耐性評価業務により危惧されますため池決壊の危険回避に向けた調査を迅速に進めてまいります。

このほかみえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用しながら、風水害時の倒木による停電を事前に防ぐライフライン支障木伐採事業や、森林作業道の開設、間伐整備など、引き続き森林整備に取り組んでまいります。

二つ目に、20年、30年と度会町が生き生きと持続するためには、子育てや教育など、人づくりへの投資は欠かせないと考えております。

保育所や小学校へも専任のALTを配置するほか、英語教室の開催を通じて、外国語や国際文化に触れる機会をつくり、子供たちのグローバルな感覚や興味・関心を育ててまいります。

一方、この度会町の豊かな地域資源を学習活動にも活かすべく、保育所から小・中学校と年代に応じた森林環境教育を行うほか、地域で活動される方を講師に招いたお仕事講座「わくわく寺子屋」の開校や、地元高校生によるまちづくり提案型事業「学び輝く プロジェクト」も継続します。

子供たちが自ら課題を捉え、その解決に向け、考え判断する力を身につけられるよう、地域に根差した人づくりも積極的に展開してまいります。

そして、三つ目に大切にしておりますのは、広域連携の力にあります。町民の皆様の生活、経済活動の範囲は、行政区域を越えて広域化している中、消防や医療、環境衛生、交通などの面では、かねてより広域連携を進めております。人口減少が

進む昨今、財政運営の視点においても、近隣市町と連携を図り共通課題に取り組むことは、前向きなまちづくりの姿勢であると考えます。

本町にとって喫緊の課題であります移住・定住施策は、一見しますと、それぞれの市町が進めることのように思われますが、昨年、国に採択されましたデジタル田園都市国家構想は、単独ではなし得ないことを広域連携の力で相乗的効果につなげようという代表的事業であります。

先般、地域通貨美村ペイの運用を開始し、令和5年度は医療やヘルスケア、また観光面を主体に取組を進めていくところです。今はまだ利便性を実感できない方も近い将来、使ってみてよかったとっていただけるような実装にしていきたいと考えております。

このほか、本町としては初めてとなります地域おこし協力隊の採用を計画しております。空き家の利活用や移住相談窓口など、よそから来られた方だからこそ感じる視点を大切に、活動してもらうことを大いに期待しております。初めての作業となりますので、既に、先行して活動する近隣市町の隊員やOBの方にもサポートをお願いしながら、将来的な起業や定住につなげてまいりたいと思います。

以上、主な施策でございますが、令和5年度におきましても、町民の皆様や事業者の皆様、そして町議会議員の皆様方に、未来輝くまちの実現に向けた協働をお願い申し上げ、私の所信といたします。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案について、御説明をいたします。

今期定例会に提案いたしました議案は、予算関係10件、条例関係12件、その他12件の合計34議案でございます。

まず、議案第1号「令和5年度度会町一般会計予算」について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

令和5年度は、対前年度2億5,255万3,000円、6.3%増の42億8,778万2,000円でございます。

歳入予算から、順を追って説明いたします。

款1町税は、固定資産税の増額見込みなどから、対前年度823万1,000円増の8億4,276万5,000円を計上しております。

12ページの項1町民税の目1個人につきましては、生産年齢人口の減少を踏まえ3億860万円を、目2法人では、法人税の減収を見込み2,028万5,000円を計上いたし、項2固定資産税においては、風力発電施設に対する課税特例期間の終了に伴い、対前年度1,131万4,000円増の4億3,570万円を計上。続く、13ページにかけての項3軽自動車税では、昨年度とほぼ同額の3,718万円を、次に、項4町たばこ税については、本年度の収入見込みより、前年度と同額の4,100万円を計上しております。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税については、対前年度130万円増の930万円を、項 2 自動車重量譲与税は、対前年度160万円減の2,480万円を計上いたしております。

次に、14ページの項 4 森林環境譲与税は、対前年度35万9,000円減の3,291万4,000円を計上。

款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ860万円と560万円を見込んでおります。

次の15ページ、款 6 法人事業税交付金については、県へ納入された法人事業税額の一部が、市町村に交付されるもので990万円を計上いたしております。

款 7 地方消費税交付金については、対前年度2,580万円減の1億7,550万円を計上、款 8 環境性能割交付金については、対前年度190万円減の360万円を計上しております。

款 9 地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収補填として709万6,000円を見込んでおります。

次に、16ページでは、本町が歳入において大きく依存する款10地方交付税につきましては、国の地方財政対策を総合的に勘案し、対前年度1,157万2,000円増の17億5,557万2,000円を計上いたしております。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金では、保育所への入所予定児童の保護者負担金など2,071万6,000円を計上、続く、17ページ、目 3 土木費負担金には、田口大橋耐震補強事業の大台町負担分として5,400万円を計上しております。

次に、款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 土木使用料については、町有施設の使用料でございますが、対前年度60万4,000円増の2,573万6,000円を見込んでおります。

次に、18ページ、項 2 手数料では、窓口での諸証明手数料及び美化センターごみ処理手数料など、総額417万9,000円を見込んでおります。

次に、19ページ、款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金では、節 1 社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金をはじめ、節 2 障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節 3 児童措置費負担金に3歳未満被用者児童手当負担金など、合わせて1億7,310万6,000円を計上しております。

次に、目 2 衛生費国庫負担金では、節 1 保健衛生費負担金に、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金など、合わせまして760万6,000円を計上いたしております。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金には、デジタル田園都市国家構想推進交付金のほか、住宅耐震に係る社会資本整備総合交付金など、合わせて2,787万9,000円を計上いたしております。

次に、20ページ、目2民生費国庫補助金、節1障害福祉費補助金には、生活支援事業補助金として331万8,000円を、また、節9子ども・子育て支援交付金には637万1,000円を計上いたしております。

次に、目3衛生費国庫補助金、節1環境衛生費補助金には、循環型社会形成推進交付金として462万円を計上。また、節3保健衛生費補助金には、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金など917万4,000円を計上いたしております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金へ、美しい森林づくり基盤整備交付金及び山村強靱化林道整備事業補助金を、次の節2農業振興費補助金に多面的機能支払交付金など、合わせて1,307万8,000円を計上いたしております。

次に、目5土木費国庫補助金では、町道改良事業等に係る社会資本整備総合交付金、地方創生道整備推進交付金、道路メンテナンス事業費補助金を、合わせて5,323万円を計上いたしております。また、目8消防費国庫補助金では、消防団設備整備費補助金として121万円を計上。

次に、21ページ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、国民健康保険や障害福祉、介護及び後期高齢者保険、児童福祉等に係る県の負担金1億1,270万5,000円を計上いたしております。

22ページ、項2県補助金、目1総務費県補助金では、三重県移住・就業マッチング支援事業、住宅の耐震・防災対策等の補助金として318万2,000円を計上いたしております。

目2民生費県補助金は、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金など、2,761万3,000円を計上。

23ページ、目3衛生費県補助金では、新型コロナワクチン接種医療従事者派遣事業、出産・子育て応援事業、浄化槽設置促進事業に係る県補助金など、1,941万6,000円を計上いたしております。

目4農林水産業費県補助金では、節3農業振興費補助金へ、新規就農者への育成総合対策や鳥獣被害防止総合対策など919万6,000円を計上し、節5林業振興費補助金には、みえ森と緑の県民税市町交付金など、2,651万3,000円を計上いたしております。

また、節21農地費補助金に、農村地域防災減災事業費補助金として646万円を計上。目6土木費県補助金では、継続し実施いたします脇出地区の地籍調査事業費補助金など、617万1,000円を計上しております。

次に、24ページ、項3委託金、目1総務費委託金については、節2徴税费委託金の個人県民税徴収取扱交付金1,170万円など、1,272万9,000円を計上いたしております。

次の款16財産収入、項1財産運用収入では、目1財産貸付収入として、風力発電

事業に伴う町有林の借地料など、25ページにかけて636万2,000円を計上しております。

25ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2ふるさと寄附金では、本町へのふるさと寄附金額の実績の推移から、対前年度2,300万円増の7,500万円を計上いたしております。

26ページ、款18繰入金、項2基金繰入金につきましては、目1財政調整基金繰入金に3億2,822万8,000円を、目7町債管理基金繰入金に1億円を、目11ふるさと応援基金繰入金に700万円を計上するなど、一般会計の財源の確保と調整をいたしております。

次の款19繰越金には、前年度繰越金として3,000万円を計上いたしております。

27ページから28ページにかけての款20諸収入、項3雑入、目1雑入では、ハロウィンジャンボ宝くじの収益分配金や指定ごみ袋の販売収入など、合わせて3,811万円を見込んでおります。

次の29ページ、項4受託事業収入では、小川西山地区で行います分収造林受託事業の収入など、286万5,000円を計上。

次に、款21町債、項1町債、目2農林水産業債には、林道施設の緊急自然災害防止事業へ充当するため、300万円を、目3土木債には、道路改良に係る辺地対策事業道路の緊急自然災害防止対策事業のほか、田口大橋耐震補強事業の費用負担分へ充当するため、1億5,870万円を計上いたしております。

また、目4臨時財政対策債につきましては、国の地方交付税の財源状況から2,788万7,000円減の1,951万3,000円を見込んでおります。

以上をもちまして、歳入の概要説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、順に御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上しております給与費明細書を、本予算書末尾の104ページから112ページに掲げており、一般職のうち、会計年度任用職員以外の職員給与費等の所要総額は、106ページのとおり、職員数90名、5億4,054万3,000円でございますので、御高覧を賜りたいと存じます。

それでは、31ページの款1議会費でございます。議会運営活動に係る関係経費6,417万7,000円を計上いたしております。

次に、32ページからの款2総務費は、11ページのとおり、対前年度8,442万4,000円増の6億3,950万8,000円で、予算における構成比は14.9%となっております。

32ページ、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、出納室職員及び会計年度任用職員の人件費などを計上いたしております。

その他、主なものとしては、33ページ、節7報償費に、ふるさと納税報償費として2,620万円を計上いたしております。

節12委託料の34ページに、財務書類等作成支援業務委託料159万5,000円や、ふるさと納税業務委託料700万円などを計上いたしております。

次に、35ページの目2文書広報費では、予算額1,061万4,000円により、町広報紙の発行や町例規データベースの更新などを行ってまいります。

次の36ページにかけての目3会計管理費へは、令和6年のISDN回線廃止に伴う業務委託料など、出納等に係る経費として974万1,000円を計上いたしております。

次の目4財産管理費では、役場庁舎など町有財産の維持・管理経費で、高騰が続いております庁舎等の電気使用料など4,859万2,000円を計上。

次に、38ページから40ページにかけての目5企画費には、デジタル田園都市国家構想のさらなる具体化を図るための事業負担金3,248万円のほか、新規採用する地域おこし協力隊2名に要する費用や移住・定住施策に係る経費などを合わせ、対前年度4,636万7,000円増の1億1,647万1,000円を計上いたしております。

次に、40ページ、目6地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づけする地方路線バス運行委託料など、5,039万4,000円を計上。

41ページ、目8諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改修等補助金など、1,753万8,000円を計上。

次の項2徴税费、目1税務総務費は、税務係の人件費関係が主なもので2,890万5,000円を計上いたしております。

42ページからの目2賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など、4,154万9,000円を計上。

43ページにかけての節12委託料においては、住民税特別徴収通知書の電子化対応に要する費用122万円のほか、固定資産基礎資料作成業務委託料として1,128万5,000円などを計上いたしております。

45ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に携わる職員の人件費のほか、マイナンバーカード申請手続の出張サポートなど、新たな取組に関する費用に加え、節12委託料には、戸籍システム事務内連携対応作業及び住民情報システムの文字同定作業に係る経費など、合わせて4,879万6,000円を計上いたしております。

続く、項4選挙費では、人件費と選挙管理委員会に要する費用として、目1選挙管理委員会費に862万8,000円を計上。

46ページ、目3知事・県議会議員選挙費には468万9,000円を、次の目7町長・町議会議員選挙費には2,146万7,000円を、それぞれ令和5年度に執行予定の選挙に係る経費として計上しております。

続きまして、48ページからの款3民生費は12億5,544万3,000円となり、全体予算における構成比は29.3%と、大きな割合を占めております。

まず、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきましては、人件費など1億8,205万1,000円を計上。人件費を除く主たる予算構成につきましては、49ページから50ページにかけての節18負担金補助及び交付金に、度会町社会福祉協議会への補助金2,940万円を、次の節19扶助費には、福祉医療費補助金など、2,756万8,000円を、節27繰出金には、国民健康保険特別会計への繰出金8,095万2,000円など、社会福祉に要する費用を計上いたしております。

次の目2 障害福祉費には1億9,714万7,000円を計上しております。

内訳といたしましては、障害者相談支援事業をはじめとする節12委託料に1,069万3,000円のほか、51ページ、節19扶助費においては、生活介護事業費の6,348万円を主とし、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など、合わせて1億8,376万2,000円を計上し、障がい者福祉の充実に努めます。

次に、目3 老人福祉費では、52ページ、節27繰出金に、後期高齢者医療特別会計繰出金1億5,208万3,000円、介護保険特別会計繰出金1億8,310万7,000円を計上するなど、合わせて3億4,950万7,000円をもって、団塊の世代が後期高齢者へ進みいくことを鑑み、高齢者の健康増進を主眼に置いた高齢者福祉の展開を目指します。

次に、53ページからの項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費では、人件費や各種システム使用料など、2,540万円を計上しております。

続きまして、54ページ、目2 児童措置費では、節19扶助費に児童手当の給付費と、中学3年生までの子ども医療費補助金など、1億1,906万3,000円を計上。

次に、目4 児童福祉施設費には、町立保育所の運営費として3億3,158万6,000円を計上し、保育サービスの充実に努めます。

主なものといたしましては、56ページの節12委託料に、保育所給食調理等業務に3,255万2,000円、保育士派遣業務に407万5,000円、外国語指導助手派遣業務委託料として489万5,000円を計上いたしております。

節14工事請負費においては、老朽化が進む中之郷保育所の屋根改修に要する費用が主なもので、より安心・安全な保育環境の保持に努めてまいります。

57ページ、目5 地域子育て支援センター運営費では、センター運営経費1,069万1,000円を計上し、58ページ、目6 放課後児童クラブ運営費では、その所要額として2,086万円を見込んでおります。

次に、60ページからの款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費では、保健衛生、環境衛生に係る職員の人件費と水道事業に係る負担金が、主な要素となっており、61ページの節18負担金補助及び交付金には、建設改良事業負担金として1億3,250万円を、また、水道事業ビジョン改訂業務に要する費用として337万4,000円を計上いたしております。

次の目2 予防費では、各種予防接種に係る費用として3,733万円を計上し、根絶

はいまだ見通せない状況にある新型コロナウイルスの感染拡大防止と予防対策などに万全を期します。

その主な経費といたしまして、節7報償費には、今春、5類感染症への方向づけがなされたものの、自治体によるコロナワクチン接種にあつては、当面の対応が必要との見込みから、医師、看護師などの報償費として730万円を。62ページ、節12委託料には予防接種委託料など、合わせて2,000万9,000円を計上いたしております。

次の目4環境衛生費においては、環境衛生対策や不法投棄防止対策に要する費用を計上しております。

63ページ、節18負担金補助及び交付金には、合併処理浄化槽設置補助金や伊勢広域環境組合の負担金等1億1,425万2,000円など、合わせて1億3,664万7,000円を計上いたしております。

次の目5母子保健衛生事業費では、出産・子育て応援事業に関する費用を含め、3,408万5,000円を計上。

65ページ、目6健康増進対策費にあつては1,063万4,000円を計上し、町民の皆さん一人一人が自らの健康づくりへ主体的に取り組めるよう支援します。

66ページの項2清掃費、目1塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用など、5,131万5,000円を計上。

次に、68ページからの款5農林水産業費ですが、対前年度185万8,000円減の2億2,163万9,000円で予算における構成比は5.2%となっています。

項1農業費、69ページのみ3農業振興費では3,552万2,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策や、農地の荒廃防止対策に努めます。

予算内訳の概要といたしましては、有害鳥獣による農作物被害の軽減対策のため、節7報償費に有害鳥獣駆除報償費など、1,357万2,000円を、次の70ページ、節12委託料には、農業振興地域整備計画の改定に必要な費用など、834万1,000円を、節18負担金補助及び交付金に、集落営農組織や認定農業者など担い手への支援として、農業機械購入助成事業費補助金を含め、1,218万2,000円を計上いたしております。

次の71ページ、目4農地費では4,313万3,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、節12委託料にため池堤防決壊による水害等を防止するための必要性を判断する業務など、1,850万円を計上。

72ページ、節14工事請負費に、町管理農道の維持管理費として600万円を計上、節18負担金補助及び交付金へは、地域の農業施設の改良復旧工事等に対する補助金など、618万3,000円を計上いたしております。

目6多面的機能支払事業費には、施設の更新など維持・向上活動に対する交付金として869万9,000円を計上。

73ページ、目9環境保全型農業直接支払事業費には、有機農業を行う茶農家が組

織を立ち上げ、事業を実施する取組に300万円を計上いたしております。

次に、項2林業費、目2林業振興費においては4,556万4,000円を計上し、水源かん養や災害防止など適正に森林を管理し、林業の振興を図ります。

節12委託料の74ページでは、川上・長原地内の水源林などを整備するため、水源林整備業務の委託料1,190万円を、また、ライフライン事前伐採事業として、風水害時の倒木による停電を防ぐため、300万円を計上いたしております。

このほか、森林管理を促進するため、作業道開設業務の委託料として1,560万円を、和井野・川口地内の森林間伐整備委託料1,010万円など、合わせて4,345万円を計上し、水源涵養機能の保全に努めてまいります。

次の目3林道事業費においては、県補助金940万円、歳入で説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債300万円、地元負担金106万円などを財源に3,695万円を計上し、適切な林道の維持管理を図ります。

75ページ、目4公団造林受託事業費では、分収造林契約林として締結している小川西山地区の保育間伐費用として286万7,000円を計上。

次の目5治山事業費では、小萩地内における県営治山事業の附帯工事に要する費用など、680万円を計上いたしております。

次に、款6商工費、項1商工費、76ページの日2商工業振興費におきましては、節12委託料に、三重テレビ番組制作事業や宮リバー度会パークへの誘客を進める事業など、業務委託料として367万7,000円を、節18負担金補助及び交付金には、商工会の運営や地域振興活動事業補助金など、2,765万6,000円を計上し、地場産業の振興や町の活性化を図ります。

77ページ、款7土木費には、対前年度1億4,388万9,000円増の5億7,398万7,000円で、予算における構成比は13.4%となっております。

まず、項1土木管理費、目1土木総務費には、建設担当の person 費や脇出地区の地籍調査事業費用など、6,115万7,000円を計上。

79ページの項2道路橋梁費、目1道路維持費では3,878万5,000円を計上し、町道の適切な維持管理に努めます。

次の目2町道新設改良費におきましては、安全な通学路の確保、県の地域再生計画に掲げる地産地消を支える道路整備、長寿命化、自然災害対策などとして、町道大野木8号線交通安全対策事業設計業務や田口大橋の耐震補強工事のほか、町道注連指線や棚橋河津線の道路改良工事など、3億7,482万6,000円を計上いたしております。

次に、81ページ、項3河川費、目1河川維持費では1,553万円を計上し、適切な河川の維持管理と復旧を施します。

項4施設管理費、目1公園管理費では、宮リバー度会パークと日の出の森の維持

管理経費として、対前年度135万4,000円増の2,171万4,000円を計上いたしております。

なお、公園維持補修工事といたしましては、園内のカラー舗装やテニスコートの表土再整備など、適切な保全・管理に努めてまいります。

82ページ、目2山村広場施設管理費291万1,000円、83ページ、目3バザールわたり施設業務管理費429万9,000円につきましては、ふれあい広場栗山とバザールわたりの維持管理に係る経費として、それぞれ計上しております。

次の目4遊水プール鏡運営費では、節12委託料に施設指定管理料として1,700万円を計上いたしており、指定管理者に施設管理を委託し、適切な維持管理及びサービスの向上を図ってまいります。

また、節14工事請負費に、オゾンプール浄化装置修繕など、830万円を計上し、来場者が安心して利用していただけるプールの整備を実施いたします。

84ページ、項5住宅費では、町営住宅の維持管理経費となりますが、清風住宅につきましては、老朽化が進んでおりますことから、更新に係る基本構想策定の業務委託料300万円を含めまして733万4,000円を計上しています。

次の款8消防費におきましては、総額で対前年度194万4,000円減の2億458万円で、構成比は4.8%となります。

まず、項1消防費、目1非常備消防費では、消防団員の報酬及び活動費の所要額、退職団員の退職報償金など、2,159万8,000円を計上いたしております。

次の85ページ、目2消防施設費については、広域消防負担金など、対前年度426万4,000円減の1億4,740万1,000円を計上いたしました。

次に、目3防災費におきましては、対前年度126万2,000円減であります、3,381万6,000円を計上し、迅速で適確な災害時の対応を目指していきます。

続きまして、87ページからの款9教育費におきましては、長引く光熱費の高騰なども要因の一つとする対前年度2,858万円増の3億9,580万1,000円で、総予算における構成比は9.2%を占めております。

項1教育総務費、目2事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人件費などで4,959万9,000円を計上いたし、より一層の教育活動の適正化、活発化を促進してまいります。

88ページ、目3教育振興費には417万円を計上し、高校生等修学支援金により、子育て家庭を支援します。

次に、89ページからの項2小学校費、目1学校管理費におきましては、対前年度1,119万1,000円増の1億3,569万4,000円を計上し、小学校教育の充実を図ります。

主たる予算構成につきましては、91ページ、節14工事請負費にて、小学校グラウンド南面の防球ネット設置に要する費用など、1,112万8,000円を計上するほか、学

校運営に必要となる事務的経費や学習支援員の配置、スクールバスの運行など、教育環境整備に努めます。

また、節18負担金補助及び交付金においては、給食費の2分の1を補助することで、子育て家庭の負担軽減を図るため、984万1,000円を計上。

92ページ、項3中学校費、目1学校管理費においては、対前年度1,268万1,000円増の1億1,106万2,000円計上し、中学校教育の充実を図ります。

中学校費では、主要な経費といたしましては、93ページの節12委託料にALT2名分の委託料として979万円を計上し、生きた英語教育、国際感覚や異文化への理解を深める取組を進めます。

94ページ、節14工事請負費には、給食用昇降機の改修や駐車場拡張に要する費用など、805万円を、節18負担金補助及び交付金の95ページには、子育て支援事業として、中学校においても給食費を2分の1補助するため、626万2,000円計上し、子育て家庭の負担軽減を図っていくこととしております。

次に、項4社会教育費、目1社会教育総務費には、企業人を活用し、南伊勢高校度会校舎の生徒を中心に、小・中学校等と連携しながら、まちづくりやビジネスの提案を通じ、立体的な学びを構築する度会町学び輝くプロジェクトアドバイザー派遣業務の費用など、96ページ、節12委託料へ624万6,000円を計上いたしております。

続く、目2公民館費には、図書活動に係る経費や生涯学習の充実を図る経費など、1,301万4,000円を、97ページからの目3ふるさと歴史館費に333万3,000円、98ページからの項5保健体育費、目1保健体育総務費には、総合型地域スポーツクラブ等補助金など、597万4,000円を計上しております。

次の99ページ、目2体育施設費には、町民体育館の音響整備に係る費用を含む429万2,000円を計上し、町民一人一人が自分に適した方法や手段で、学んだり楽しんだりできる環境づくりに努めます。

次に、100ページの目3学校給食施設費では、節10需用費に、空調などの修繕料438万3,000円、節12委託料に、学校給食センター調理等業務委託料3,320万円など、合わせて4,431万1,000円を計上し、積極的な地物食材を活用し、安心・安全な給食の提供に努めます。

101ページ、款10災害復旧費については、地すべり災害に対するデータ収集を続けております林道注連指西線の災害復旧に向けた測量設計など、委託に要する費用として3,550万円を計上いたしております。

款11公債費については、対前年度380万円減の3億2,740万円を計上。総予算における構成比は7.6%を占めております。

起債予定の地方債につきましては、9ページの第3表 地方債へ、また、当該年度末における地方債の現在高の見込みなどに関する調書を、本予算書の末尾114ペ

ージに記載しておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

お戻りいただきまして、102ページの款12諸支出金、項2基金費を御覧ください。

前年度の当初予算にて計上いたしました目3教育施設整備基金費における臨時積立につきましては、令和5年度は財源調整のため、補正予算による対応を検討することとし、続く、103ページ、目11ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税制度による寄附金を、翌年度以降の事業に充当できるよう基金として積立しているもので、令和5年度は、町に対する寄附金の伸びに合わせ、対前年度1,000万円増の3,500万円を計上し、子育て支援策やデジタル推進事業などへの有効的な活用に努めてまいります。

なお、8ページの第2表に、令和6年度から令和10年度にわたり、度会町例規システム構築及び維持管理業務委託業務を実施すべく、債務負担行為としてお示しをしております。

以上をもちまして、議案第1号「令和5年度一般会計予算」の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長が説明いたしますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 暫時、休憩をいたします。

(10時9分休憩)

(10時20分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算以降の説明につきまして、引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長に代わりまして、順次、御説明いたします。

まず、議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算でございます。

予算編成につきましては、例年、過去数年の医療費の動向や受診率の推移などを勘案し、県や国保連合会との連携調整による予算計上としております。

当年度におきまして、様々な情勢への変化の中、一般被保険者の療養給付費の増加を見込み、予算規模を対前年度2,313万2,000円増の8億2,279万7,000円と定めております。

まず、歳入でございますが、5ページ、款1国民健康保険税においては、現年度課税分や実績から滞納繰越課税分など、考慮した上で予算計上をいたしております。

御承知のとおり、国保運営については、平成30年度から県による一本化がなされ、制度の見直しとともに、課税方式の整合が求められている状況にあります。このことを踏まえ、本町においても、令和5年度から保険税の賦課項目の資産割を廃止し、

所得割、均等割及び平等割とする3方式を採用することなどから、対前年度2,822万9,000円減の1億5,251万2,000円を計上いたしております。

次に、款4県支出金においては、県からの資料に基づき、対前年度5,197万6,000円増の5億5,882万2,000円を計上しております。

款6繰入金は、保険税の算定から対前年度61万5,000円減の9,595万2,000円を見込み、予算計上しております。

なお、繰入金は、一般会計から保険税軽減に伴う財政措置や関係職員に係る人件費など、合わせて8,095万2,000円の繰入れを行い、給付費支払準備基金からは1,500万円を繰入措置しております。

次に、6ページの歳出でございますが、款1総務費におきましては、人件費や事務電算化共同処理に要する費用などを合わせて2,197万6,000円を計上いたしております。

歳出予算の過半を占める款2保険給付費につきましては、令和4年度の実績見込額から推計し、対前年度2,600万3,000円増の5億5,445万3,000円を見込んでいます。

次の款3国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から医療機関へ支払う費用に充てるため、度会町の納付金を支出することを目的とするもので、県の資料により計上いたしておりますが、対前年度388万7,000円減の2億2,454万1,000円を見込んでいます。

款6保健事業費では、対前年度77万6,000円増の1,601万8,000円を計上し、特定健康診査など、生活習慣病対策を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

次に、議案第3号 令和5年度度会町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

介護保険料の算定基礎ともなる現在更新作業中の第8期介護保険事業計画や高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の充実に必要な予算計上としたことから、歳入歳出予算の総額を、対前年度1,196万6,000円増の11億3,236万9,000円といたすものでございます。

総括的な事項では、まず、6ページ、歳入において、款1介護保険料に、第1号被保険者保険料を、前年度と同額の2億855万3,000円を計上したほか、款3国庫支出金に2億5,508万7,000円、また、第2号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを、款4支払基金交付金に2億8,373万7,000円、款5県支出金に1億5,780万1,000円、款7繰入金には、人件費等に充当するための一般会計繰入金や歳入歳出予算額を調整するための基金繰入金を合わせて2億2,453万6,000円を計上しております。

次に、7ページの歳出でございますが、款2保険給付費は、居宅介護サービス給

付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護給付費を、主として10億1,413万円を計上しております。

対前年度220万円の増となっていますのは、施設への入所者数の増加に伴いまして、施設介護サービス給付費の増額を見込んでおりますことが、主な要因でございます。

款4地域支援事業費につきましては、対前年度782万2,000円増、伸び率11.0%の7,871万円を計上いたしております。

主な地域支援事業としては、介護に関する総合相談、介護予防活動、認知症対策などを実施していますが、成年後見サポートセンターの設置による制度の普及啓発など、さらなる支援事業の充実に努めてまいります。

当年度におきましても、本町における高齢者施策の基本理念であります、「町民が相互に繋がり支え合い安心して元気に暮らせる町」の実現に向け、引き続き、取り組んでまいります。

次に、議案第4号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

予算編成に当たっては、進みゆく高齢化社会に伴う医療費増加に加えまして、団塊の世代が後期高齢者に移行するという状況の変化の把握と、県の広域連合との連携体制を整えながら予算の積み上げを行っております。

三重県後期高齢者医療広域連合の資料を基に算定し、歳入歳出予算総額を、対前年度1,273万8,000円増の2億2,404万4,000円といたすものでございます。

4ページ、歳入においては、主として、款1後期高齢者医療保険料7,180万6,000円、款3繰入金に、一般会計繰入金1億5,208万3,000円等を財源として、5ページの歳出において、事務費の款1総務費に1,224万6,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金に2億1,163万8,000円に充当するものでございます。

次に、議案第5号 令和5年度度会町水道事業会計予算について、御説明いたします。

1ページの第2条で、令和5年度の業務予定量について、給水戸数、年間総給水量及び主要な建設改良事業として、県道等配水管布設替工事、町道等配水管布設替工事並びに川上浄水場配水池更新工事を、第3条で、収益的収入及び支出は、水道事業収益2億6,920万9,000円、収益的支出は、2ページの水道事業費用3億368万1,000円を計上し、第4条で、資本的収入は4億9,706万8,000円、資本的支出は、3ページに、5億1,097万7,000円の予定額を計上いたしております。

まず、第3条収益的収入及び支出の詳細について、御説明させていただきます。

30ページの事項別明細書を御覧ください。

まず、款1水道事業収益は、項1営業収益と項2営業外収益に分かれ、項1営業

収益の主たるものは、目1 給水収益、節1 水道料金で1億5,600万円を、項2 営業外収益では、目2 他会計補助金、節1 一般会計補助金747万7,000円と目3 長期前受金戻入に、補助金負担金等の本年度収益化分として9,784万9,000円を計上いたしております。

次に、収益的支出ですが、款1 水道事業費用は、項1 営業費用、項2 営業外費用、項4 予備費の三つに分かれています。

30ページ、項1 営業費用の目1 原水及び浄水費では、取水及び浄水に要する経費を計上しており、主たるものは、31ページ、節16 委託料の施設管理委託料等2,458万2,000円と節33 受水費の南勢水道用水受水費1,297万8,000円でございます。

目2 配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり1,347万5,000円、目3 業務費は水道料金の徴収、その電算システム及び量水器に係る経費であり2,435万2,000円計上、目4 総係費は、総額を4,222万4,000円とする職員の人件費及び一般管理費で、32ページ、節16 委託料には、水道情報管理システムデータ更新、水道事業ビジョン改定業務などの業務委託料として1,535万5,000円を計上いたしております。

33ページ、目5 減価償却費は、有形固定資産減価償却費として1億5,051万7,000円を、その主たるものは、構築物の6,565万円と機械及び装置の8,171万9,000円でございます。

項2 営業外費用としては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費と目2 消費税を合わせて893万2,000円を計上いたしております。

続きまして、34ページにおきまして、第4条 資本的収入及び支出の詳細につきまして、御説明いたします。

まず、資本的収入についてですが、項1 企業債には、水道事業債及び辺地対策事業債として2億7,760万円を、項2 出資金には、元金償還金に対する出資金として一般会計出資金1,644万4,000円を、項3 負担金には、建設改良事業負担金等として1億3,550万円を、項4 補助金には、川上浄水場配水池更新工事に係る国庫補助金として6,552万4,000円を計上しております。

資本的支出の款1 資本的支出には、項1 建設改良費に、県道等配水管布設替工事設計業務などに係る委託料918万3,000円と、先ほどの川上浄水場の更新工事など、工事請負費4億7,146万8,000円を、35ページ、項3 企業債償還金には3,020万円を計上いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,390万9,000円は、2ページ、第4条のとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

なお、その他附属資料として、8ページにお金の流れを見るための財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を、9ページに給与明細書を、15ページに年間の経営

状況を示す予定損益計算書を、17ページに財産の残高を示す予定貸借対照表を添付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、議案第6号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

本予算案は、令和4年度が終盤を迎えましたことから、各種事務事業の精査及び歳入歳出を調整した上で、1億4,650万1,000円減額し、補正後の予算総額を46億8,968万7,000円といたすものでございます。

歳入におきましては、10ページ、款10地方交付税において、普通交付税の算定に臨時経済対策に係る経費が盛り込まれたことにより、6,698万8,000円を追加しております。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1土木使用料では、今年度も新型コロナウイルスの感染拡大により、遊水プール鏡の運営をやむなく見合わせた関係で使用料1,802万円を減額いたしております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、児童手当の支給実績などから506万円を減額いたしております。

11ページにかけての項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方負担基礎算定分などを精査し、812万3,000円を追加いたしております。

目3衛生費国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金事業、いわゆる浄化槽の設置実績に基づき、260万円減額いたしております。

次に、目5土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業で行います町道川南線ほか1路線の道路舗装修繕工事など、665万円を追加いたしております。

12ページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金では、防災重点農業用ため池劣化・豪雨・地震耐性評価に係る農村地域・防災減災事業費補助金1,254万円など調整し、1,026万9,000円を追加いたしております。

次の13ページ、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目5住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金では、住宅新築資金等貸付事業の過年度債の償還が終了し、特別会計を廃止することに伴い、剰余金等を一般会計へ繰入れいたしたく、554万7,000円を計上しております。

項2基金繰入金では、目1財政調整基金繰入金において、今回の補正予算における財源調整として1億9,236万1,000円を減額するとともに、目11ふるさと応援基金繰入金で、充当予定事業の中止により700万円を合わせて1億9,936万1,000円減額しております。

14ページ、款21町債、項1町債、目3土木債は、事業費の精査に併せて不用となる1,200万円を減額いたしております。

続きまして、歳出の主たるものについて、15ページから順に御説明いたしますが、人件費につきましては省略しますことを、御了承のほどお願いいたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費において、目1一般管理費では、16ページの上段、節12委託料システム改修委託料1,200万円の減額を、目4財産管理費では、公用車購入に当たり、契約方式の変更による381万3,000円の減額を、目5企画費では、デジタル田園都市国家構想事業や結婚新生活支援補助事業の申請状況など精算により、1,110万4,000円減額するなど、合わせて2,259万円の減額をいたしております。

17ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、18ページ、節27繰出金で、国保特別会計への繰出金1,206万5,000円を減額しております。

目3老人福祉費では、後期高齢者医療特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金など、各会計の精算見込みから244万1,000円を減額いたしております。

項2児童福祉費、目2児童措置費では、児童手当の支給実績から585万円を減額いたしております。

目4児童福祉施設費では、19ページ、節12委託料においての保育士不足への手だてとする派遣業務委託料の精算見込みなどから2,397万3,000円を減額しております。

目6放課後児童クラブ運営費では、地域交流センター外壁等改修工事の完成に伴う精算により、節14工事請負費において368万9,000円を減額しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、20ページの目2予防費では、子宮頸がんワクチンなど、予防接種の実績から490万円減額いたしております。

目4環境衛生費では、合併処理浄化槽の設置実績などから1,484万2,000円を減額いたしております。

21ページ、項2清掃費では、町指定ごみ袋や危険木伐採業務における不用額の精算により、250万円を減額いたしております。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農地費、節12委託料では、農村地域防災減災事業として、国費の追加が見込まれることから、三つの防災重点農業用ため池に対し、劣化・地震・豪雨耐性の評価業務を委託したく、1,254万円を追加いたしております。

また、22ページ、目6多面的機能支払事業費、節18負担金補助及び交付金では、多面的機能支払交付金の活用組織数の減少に伴い、311万3,000円を減額いたしております。

項2林業費、目2林業振興費では、森林環境譲与税を財源とした森林作業道開設業務など、事業の精算から100万円を減額いたしております。

目3林道事業費、節14工事請負費では、林道麻加江小萩線や新藤越線の維持補修工事のほか、開設中の林道鶴ガ坂線の附帯工事などの不用額として200万円を減額

いたしております。

次の23ページ、目5 治山事業費では、県営治山事業附帯工事などの進捗に伴い、380万円を減額いたしております。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費では、コロナ禍でプール営業がやむなく見送りとなりました宮リバー誘客促進事業に関する経費200万円を減額いたしております。

24ページ、款7 土木費、項2 道路橋梁費では、目1 道路維持費において、道路台帳補正業務及び道路ストック総点検業務委託料における事業見込額の精査などにより183万円を減額、目2 町道新設改良費においては、節12委託料300万円、節21補償補填及び賠償金737万円の減額など、こちらも、それぞれ事業見込額の精査などにより合わせて1,087万円を減額いたしております。

続きまして、26ページ、款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費では、節12委託料にて、ネットワーク環境更新業務委託料など190万円減額、節14工事請負費で小学校体育館トイレ増築工事の完成に伴う300万円の減額など、合わせて593万円を減額いたしております。

次の27ページ、款12諸支出金、項2 基金費、目1 財政調整基金費につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴う、剰余金及び同事業基金条例の廃止に伴う、基金残高の積立てなどとして567万3,000円を追加いたしております。

戻っていただきまして、6ページ、第2表 繰越明許費補正でございますが、度会町不法投棄防止パトロール車購入事業、農村地域防災減災事業劣化地震豪雨耐性評価業務及び町道川南線ほか1路線道路舗装事業については、事業施行に要する適正な期間を確保することが困難であり、年度内に完了できない見込みであるため、翌年度への予算繰越について、御承認を求めるものでございます。

また、9月の定例町議会において、お認めいただきました準用河川五里山川左右岸災害復旧事業については、今回の補正に合わせまして、改めて、限度額変更の御承認を求めるものでございます。

次の7ページ、第3表 地方債補正については、歳入予算の調整のため、起債の限度額を補正するものです。

続きまして、議案第7号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

今回の補正におきましては、歳入歳出それぞれ58万4,000円を減額し、予算の総額を9億2,617万4,000円とするものでございます。

歳入におきましては、2ページ、款4 県支出金において、保険給付費等交付金などの精査により851万5,000円を追加し、款6 繰入金においては、不用となる1,206万5,000円を減額しております。

款7繰越金では、前年度繰越金として296万6,000円を追加いたしております。

また、3ページ、歳出では、款1総務費において、情報集約システム用機器導入業務委託料の事業費見込みの精査により155万4,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第8号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

このたび、当該特別会計を廃止いたしますことから、今回の補正におきましては、前年度からの繰越金を一般会計に繰出す予算でございます。歳入歳出それぞれ554万7,000円を追加し、予算の総額を599万8,000円とするものでございます。

次に、議案第9号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、本年度の給付費見込額を精査することなどで、歳入歳出それぞれ279万7,000円を減額し、補正後の予算総額を11億5,039万1,000円と定めるものでございます。

2ページの歳入につきましては、介護給付費負担金の交付決定などに伴い、款3国庫支出金にて1,139万円を追加、款5県支出金では1,604万7,000円を減額し、款7繰入金においては、一般会計及び基金からの繰入金として240万円を追加するものでございます。

3ページ、歳出においては、款3基金積立金に介護給付費準備基金積立金として439万円を追加し、款4地域支援事業費におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動の自粛など、事業費見込みの精査により718万7,000円の減額をいたしております。

次に、議案第10号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、今年度の加入状況から、現年度分徴収保険料及び保険料に係る負担金などの精査により、歳入歳出それぞれ120万3,000円を追加し、補正後の予算総額を2億2,151万1,000円と定めるものでございます。

続きまして、条例関係について、御説明いたします。

まず、議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例についてですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体においても一元的に適用されることから、既存の個人情報保護条例を廃止し、上位法を施行するため、新たな条例を制定するものでございます。

次に、議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例についてでございますが、新たに度会町個人情報保護法施行条例を施行するに当たり、度会町個人情報保護条例が廃止されることから、同条例に規定のあった度会町情報公開・個人情報保護審査会に関して必要な事項を、別に定める必要があるため、新たに条例を制

定するものでございます。

続きまして、議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体においても適用されることに伴い、新たに制定する度会町情報公開・個人情報保護審査会条例に関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてでございますが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正され、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すとした国の方針を推進し、本町においても行政手続のオンライン化に対応したため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例についてでございますが、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、また、高齢職員が多様な働き方ができるよう、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例についてでございます。

住宅新築資金等貸付事業における過年度債の償還が終了し、償還事務が滞納整理のみとなったことに伴い、特別会計事業として区別する必要がなくなったことから、事務の効率化に資するべく、令和4年度をもって度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止し、一般会計に移行するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例についてでございますが、住宅新築資金等貸付事業について、過年度債の償還が終了し、償還事務が滞納整理のみとなったことに伴い、令和4年度をもって度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することから、当該基金を継続する必要がないため、当該条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、三重県におきましては、保険料の県内統一を目指すに当たり、国民健康保険税の賦課項目を所得割、均等割、平等割とする方針でありますことから、本町で規定している資産割を廃止し、適正な税率に変更することに加えまして、国の令和5年度税制改正により、賦課限度額及び軽減判定所得の見直しが行われますことから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、土地改良事業におけるほ場整備に伴う換

地処分により、所在地番が変更されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、民法等の一部を改正する法律の公布により、民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金が、令和5年4月1日から全国一律で8万円増額されることとなったため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

条例議案の最後となります。議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、町の乳幼児健康診査について、伊勢地区医師会を通じて、伊勢市内の小児科医師の派遣を受けることに伴い、伊勢市と同等の対応が必要となるため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定及び変更についてでございます。

道路網を形成するのに必要な道路を町道として新規認定し、また、既存町道の路線を変更するものでございます。

次の議案第24号から議案第34号までは、それぞれの辺地に係る公共的施設の整備を推進するにあたり、財政上の特別措置となる辺地対策事業債を活用すべく、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出するため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第24号は、注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号は、田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号は、日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号は、五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について及び議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。

以上をもちまして、提出議案に係る提案理由の説明とさせていただきます。

なお、予算案、条例案等の詳細につきましては、追って各委員会におきまして、

それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩をいたします。

(11時5分休憩)

(11時15分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第1号～議案第34号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第1号 令和5年度度会町一般会計予算に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第2号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第3号 令和5年度度会町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第3号 令和5年度度会町介護保険特別会計予算に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第4号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第4号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を打ち

切ります。

続きまして、議案第5号 令和5年度度会町水道事業会計予算に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第5号 令和5年度度会町水道事業会計予算に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第6号 令和4年度度会町一般会計補正予算(第7号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第6号 令和4年度度会町一般会計補正予算(第7号)に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第7号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第7号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第8号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第9号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第10号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第10号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例について、議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例について、議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第11号 度会町個人情報保護法施行条例について、議案第12号 度会町情報公開・個人情報保護審査会条例について、議案第13号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第14号 度会町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第15号 度会町職員の高齢者部分休業に関する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第16号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第18号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第19号 度会町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第20号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び度会町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第21号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第22号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定及び変更についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第23号 町道路線の認定及び変更についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 五ヶ町・小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第28号 火打石・駒ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第29号 小萩辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 柳辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第31号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第32号 和井野辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第33号 南中村辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第34号 川上辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対する質疑を打ち切ります。

◎議員提出議案の上程（発議第1号）

日程第7 本日、議員提出されました発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

◎提出理由の説明（発議第1号）

日程第8 それでは、発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 若宮 淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例について。

令和5年3月7日提出。

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 大西 徹

提出理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についての提出理由説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号）

日程第9 これより、発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についてに対する質疑を打ち切ります。

◎各常任委員会付託(議案第1号～議案第34号)(発議第1号)

日程第10 ただいま議題となっております議案第1号から議案第34号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例については、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第1号 度会町議会の個人情報の保護に関する条例についての委員会付託を省略することは、可決されました。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時35分)